福山商工会議所知的財産権取得支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、当地域の中小企業者が実施する知的財産権の取得事業に対して、その経費の一部を助成することにより、ものづくり技術の向上及び競争力と経営基盤の強化を図り、もって産業の活性化に寄与することを目的とする。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象とする事業は、当該年度内に実施する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の日本国内における取得事業とする。ただし、当該年度において、他に国、県等の公的補助を受けている事業は補助の対象としない。

（補助対象者）

第３条　補助の対象とする者は、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条第２項に規定する中小企業者で、福山商工会議所の会員事業所（会費を完納している方）とする。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象とする経費は、出願、出願審査請求及び実用新案技術評価請求に係る手数料及び弁理士費用とする。

２　他の事業者との共同出願の場合には、申請者の知的財産権の権利における持ち分比率に応じた経費を持って補助対象とする。ただし、申請者が補助の対象とする経費について、実際に負担する額を超えて補助対象とすることはできないものとする。

（募集）

第５条　補助の対象とする事業の募集は、公募により行うものとする。ただし、公募により難い特別な事情があると会頭が認めた場合は，この限りではない。

（補助金交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（別紙様式１）に次の各号に掲げる書類を添えて、指定する期日までに会頭に提出しなければならない。なお、共同出願の場合には，補助を受けようとするそれぞれの事業者が提出をすること。

（１）事業計画書
（２）収支予算書
（３）共同出願の場合は、経費負担及び知的財産権の権利における持分比率について確認できる書類
（４）その他会頭が必要と認める書類

２　申請は、中小企業者１者につき同一年度１回限り、及び同一の出願案件について１回限りとする。

（交付の決定）
第７条　会頭は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、事業の内容が適当と認められるものについて、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別紙様式２）を交付するものとする。
２　会頭は前項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

（補助金の額）
第８条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額とし、事業１件当たり限度額は１０万円とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

（実績報告）
第９条　補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了した後１月以内に事業実績報告書（別紙様式３）に次の各号に掲げる書類を添えて会頭に提出しなければならない。
（１）事業実績書
（２）収支決算書
（３）共同出願の場合は、経費負担及び知的財産権の権利における持分比率について確認できる書類
（４）その他会頭が必要と認める書類

（その他）
第１０条　会頭は、補助金の交付決定を受けた者に対し、随時、事業の遂行状況について報告させることができるものとする。
２　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会頭が別に定める。

附　則

この要綱は，２０１８年（平成３０年）４月１日から施行する。